

伊佐市農業委員会第2回総会議事録

1. 開催日時 令和8年5月28日(木) 午前9時00分から10時10分
2. 開催場所 菱刈庁舎3階大会議室
3. 出席委員 (22人)

会 長 13番委員
委 員

農業委員

2番委員	7番委員
3番委員	9番委員
4番委員	10番委員
5番委員	11番委員
6番委員	12番委員

農地利用最適化推進委員

1番推進委員	9番推進委員
2番推進委員	10番推進委員
3番推進委員	12番推進委員
6番推進委員	13番推進委員
7番推進委員	15番推進委員
8番推進委員	

4. 欠席委員(5人)・欠員(1名)

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名 9番委員 10番委員

第2 議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について

議案第5号「非農地証明願」について

6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 農地振興係長

農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前 9 時 00 分】

事務局 長	みなさんおはようございます。 只今より、令和 8 年度第 2 回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。一同礼。 本日の出席人数は 11 名で、規定に達しておりますので総会は成立いたします。それでは、会長よりお願いいたします。
議長	みなさんおはようございます。 いよいよ田植え時期に入ります。日頃使い慣れない機械を使うとか、田んぼでは色々条件の違うところが多々あるかもしれません。十分気を付けて農作業をしていただきたいと思います。 それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします、9 番農業委員と 10 番農業委員にお願いいたします。 皆様をお願いします。総会時間中は、私語、雑談を禁止いたします。ご意見質問は、報告終了後をお願いいたします。 只今より総会を始めます。 ————— 諸般報告 —————
議長	事務局より諸般の報告について、報告 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知」についての報告を求めます。
事務局	報告 1 号農地法第 18 条第 6 項の規定による通知につきまして、資料の 1～5 ページで、バンク法解約が 7 件、基盤法解約が 13 件の合計 20 件です。 以上で報告を終わります。
議長	報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議長	なしということですので、只今から議案の審議に入ります。 ————— 議案第 1 号 —————
議長	議案第 1 号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見決定について議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号 農用地利用集積等促進計画(案)の貸借に係る意見決定について説明いたします。

15ページの総括表をご覧ください。期間は1年から10年で面積は178,361㎡で利用権を設定する者の数が43人、設定を受ける者の数は27人です。土地の詳細につきましては、資料6ページから14ページです。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いします。

議長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。議案第1号について事務局の報告のとおり、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって議案第1号「農用地利用集積等促進計画(案)」に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。

農地所有適格法人について、事務局の説明をお願いします。

事務局 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」についての処分決定のうち、整理番号10番の譲受人である農地所有適格法人 有限会社 R についてご説明いたします。

法人形態は有限会社であり、農地所有適格法人の法人形態要件を満たしております。事業は、農産物の生産及び農作業の受託で、その売上高は過半をこえており、事業要件を満たしております。

事業に従事する構成員の年間労働日数は約300日で、かつ法人の社員総会における総議決権の過半数を超えており、構成員要件を満たしております。

代表取締役を含む役員4名は全員が農業及び関連事業に常時従事しており、役員要件を満たしております。

経営状態は問題なく、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件の

		全てを農地所有適格法人として満たしていることを報告します。以上です。
議 長		整理番号1番から 13 番まで一括で報告をお願いします。ご意見、質問は、全ての報告終了後お願いいたします。 整理番号1番について、7番農業委員の報告を求めます。
7 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号1番について、去る5月 22 日に現地調査を行いましたので、7番が報告いたします。 申請人 SK さんは、伊佐市大口鳥巢に居住され、年齢は 37 歳です。 譲渡人 MM さんは、伊佐市大口里に居住され、年齢は 71 歳です。 申請地は、伊佐市大口鳥巢字上松 2385 番 1、外3筆で、4 筆とも現況畑で、地積は 4 筆合計で 1,176. 25 m²で売買であります。農業従事者は3名で、通作距離は約 0.1km です。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。私の報告を終わります。
議 長		整理番号2番・3番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号2番について、去る5月 22 日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人の HK さんは、伊佐市大口堂崎に居住し、年齢は 66 歳です。 譲渡人の HY さんは、伊佐市大口宮人に居住し、年齢は 93 歳です。 申請地は、伊佐市大口宮人字八代 208 番 1 外7筆で、1筆は 914 m²の畑で外は田で計 10,438 m²で所有権移転贈与であります。農業従事者は5名で、通作距離は約5km位で、現況は良く管理された田・畑です。経営意欲はあり、農機具は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、委任状その他必要書類が添付してあります。
5 番 農 業 委 員		引き続き、整理番号3番について、去る5月 22 日に現地調査を行いましたので、5番が報告いたします。 申請人 TI さんは、伊佐市大口宮人に居住し、年齢は 38 歳です。 譲渡人 HY さんは、伊佐市大口宮人に居住し、年齢は 93 歳です。

		申請地は、伊佐市大口宮人字東382番2で、地目は畑、地積は873㎡で所有権移転贈与であります。農業従事者は1名で、通作距離は50m位で、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具等はリースを使用し、新規就農者であります。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書、営農計画書、委任状、その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号4番について、12番農業委員の報告を求めます。
1	2番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号4番について、去る5月22日に現地調査を行いましたので、私12番が報告いたします。 申請人 MTさんは、伊佐市大口篠原に居住され、年齢は52歳です。 譲渡人 NTさんは、伊佐市大口里に居住し、年齢は69歳です。 申請地は、伊佐市大口篠原字氷場45番1で、地目は畑、地積は540㎡で、所有権移転売買であります。農業従事者は家族3名のほか、臨時雇用として2名が従事しています。申請地は馬門さん自宅の真裏で、通作距離は0km、現況はよく管理された農地です。譲受人は経験も豊富で経営意欲はあり、農機具等は完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので、許可相当と思われまます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	整理番号5番について、11番農業委員の報告を求めます。
1	1番 農 業 委 員	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号5番について、去る5月21日に現地調査を行いましたので、11番が報告いたします。 申請人 NHさんは、伊佐市菱刈川北に居住し、年齢は46歳です。 譲渡人 UYさんは、伊佐市菱刈荒田に居住し、年齢は83歳です。 申請地は、伊佐市菱刈前目字馬頭水流5234番2、地目は畑、地積は2,841㎡で所有権移転売買です。譲受人の経営面積は158,753㎡で、農業従事者は2名で、通作距離は約3kmで、現況は良く管理された畑です。経営意欲はあり、農機具等は完備されています。以上のような理由により、当申請は農地

		法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。
議 長		整理番号6番について、9番農業委員の報告を求めます。
9 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号6番について、去る5月 25 日に現地調査を行いましたので、9番が報告いたします。 申請人 HT さんは、伊佐市大口曾木に居住し、年齢は 78 歳です。 譲渡人 MT さんは、伊佐市大口下殿に居住し、年齢は 80 歳です。 申請地は、伊佐市大口曾木字後牟田 623 番 1 で、地目は田、地積は 2,133 m²の良く管理された水田です。所有権移転売買であります。受人の農業従事者は2名ですが、市内に居住する長男夫婦の手伝いがあるとのことでした。農地の位置は川内川の下殿橋の下流方向 210m 位に位置しております。譲受人のHさんは規模拡大ということで、耕作意欲はあり、通作距離は自宅から約500 mであり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書、譲渡人の委任状、その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、報告を終わります。
議 長		整理番号7番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号7番について、去る5月 22 日に現地調査を行いましたので、2番が報告いたします。 申請人 KY さんは、伊佐市大口木ノ氏に居住し、年齢は 78 歳です。 譲渡人 CS さんは、伊佐市大口木ノ氏に居住し、年齢は 69 歳です。 申請地は、伊佐市大口木ノ氏字立山 198 番 1 で、地目は畑、地積は 1,794 m²の所有権移転売買であります。農業従事者は5名で、通作距離は約 1km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしますして、私の報告を終わります。

		ます。
議 長		整理番号8番・9番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号8番・9番について、去る5月25日に現地調査を行いましたので、私3番が報告いたします。 申請人 KS さんと、譲渡人 KA さんは親子関係とのことです。住所も同居で、伊佐市菱刈徳辺 933 番2に居住し、自治会は徳辺下です。KSさんの年齢は 44 歳、KAさんの年齢は 68 歳です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字東水流 927 番3と上キロ 1447 番 1 で、地目は田、地積は 4,839 m²の所有権移転贈与であります。農業従事者は2名で、通作距離は約5km、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
3 番 農 業 委 員		続きまして、整理番号9番について報告いたします。 申請人 TT さんは、伊佐市菱刈南浦に居住し、年齢は 69 歳です。 譲渡人 YY さんは、東京都大田区大森西に居住する市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈荒田字青木元 2774 番1で、地目は田、地積は 3,540 m²の所有権移転売買であります。TTさんの農業従事者は3名で、通作距離は約1kmで、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議 長		整理番号 10 番・11 番・12 番について、6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員		議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番号 10 番について、去る5月 22 日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 有限会社R さんは、伊佐市大口山野に所在する農地所有適格法人です。 譲渡人 TY さんは、鹿児島県鹿児島市唐湊に居住する市外住民です。 申請地は、伊佐市大口山野字上松 4217 番 2 で、地目は田、地積は 887 m²の所有権移転売買であります。農業従事者は 18 名で、通作距離は約5kmで、

		現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などは完備されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
6	番 農 業 委 員	引き続きまして、整理番号 11 番について、去る5月 21 日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 MM さんは、伊佐市大口上町に居住し、年齢は 42 歳です。 譲渡人 HT さんは、伊佐市菱刈前目に居住し、年齢は 76 歳です。 申請地は、伊佐市大口小木原字日勝山 506 番 5 外 1 筆で、地目は 2 筆とも畑、地積は 4,534 m²で、所有権移転売買であります。受入は新規就農者で現在は生花店を経営されており、農地を取得後は、ひまわり、ストック、アイビーなどの園芸作物を栽培・販売する予定です。農業従事者は現在 2 名ですが、あと3名増員の予定があるとのことです。通作距離は約3km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などの導入も予定されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。
6	番 農 業 委 員	引き続きまして、整理番号 12 番について、去る5月 21 日に現地調査を行いましたので、6番が報告いたします。 申請人 MM さんは、伊佐市大口上町に居住し、年齢は 42 歳です。 譲渡人 TK さんは、伊佐市大口里に居住し、年齢は 67 歳です。 申請地は、伊佐市大口小木原字日勝山 503 番 13 外 1 筆で、地目は2筆とも宅地、現況は畑、地積は 4,978.26 m²の所有権移転売買であります。申請人は新規就農者で、現在は生花店を経営されており、農地を取得後は、ひまわり、ストック、アイビーなどの園芸作物を栽培・販売する予定です。農業従事者は現在 2 名ですが、あと3名の増員予定があるとのことです。通作距離は約3km で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり、農機具などの導入も予定されております。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。私の報告を終わります。
議	長	整理番号 13 番について、10 番農業委員の報告を求めます。
1	0 番	議案第2号農地法第3条の規定による許可申請の処分決定のうち、整理番

農 業 委 員	号 13 番について、去る5月 19 日に現地調査を行いましたので、10 番が報告いたします。 申請人 NS さんは、伊佐市菱刈重留に居住し、年齢は 50 歳です。 譲渡人 DS さんは、大阪府枚方市長尾谷町に居住する市外住民です。 申請地は、伊佐市菱刈重留字柳ヶ丸 955 番1で、地目は畑、地積は 496 m²の所有権移転贈与であります。農業従事者は2名ですが、営農計画書によると家族6名おり、子供たちも手伝い、畑を管理し耕作したいとのことです。新規就農者で営農計画が提出された中で、畑を自家消費用として野菜などを栽培したいとのことです。経営意欲はあり、農作業は主に鍬・鎌などの手作業ですとのことでした。以上のような理由により、当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますので、許可相当と思われます。添付書類として全部事項証明書その他必要書類が添付してあります。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
1 1 番 農 業 委 員	整理番号1番と 12 番の地目が宅地になっているが、変更するのか、そのままで行くのか。
6 番 農 業 委 員 事 務 局	12 番はハウス(温室)が建っている。 登記地目については、もともと農業用の施設が建っていたりする場合、地目変更で宅地にするか、畑のままでするか判断が曖昧なところがあり、簡易的な農業用施設であれば農地のまま残しておくが、がっちりした施設であれば宅地に変えなさいといった基準がある。12 番であれば、園芸作物を作る畑であった。そのまま宅地であるが、それを簡易施設で農地として使うということで、栽培する際に地目変更を現状強制的に必ず地目を変えてくださいと、農業委員会サイドからは言えず、登記については促すことはするのですが、ご自身の判断となる。現況は農地として使うので農地法の適用を受けるので、議案として上がってきたところです。
9 番 農 業 委 員	教えていただきたいのですが、今の(12 番)登記上宅地が 4,483.17 m ² ということで、宅地には上限があると思うのですが、どのように許可されたのか。
事 務 局	例えば一般住宅であれば、500 m ² を超えたらいけない、農家住宅であれば 1,000 m ² までとかありますが、農業用施設の大きなハウスということで、基本面積制限はない。また、平成の初期の頃に市の事業を入れてこの施設を建設し

		貸出をしていたという経緯があり、その時認可されている。地目は宅地であるが、現況は農地ということで、3条所有権移転であがってきた。
		(「質疑なし」という声、多数あり。)
議 長		なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番から13番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
事 務 局		(全員挙手)
議 長		賛成多数。よって整理番号1番から13番については許可が決定いたしました。
		議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数13件について、13件の許可が処分決定いたしました。
————— 議案第3号 —————		
議 長		議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、3番農業委員の報告を求めます。
3 番 農 業 委 員		議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る5月22日に、申請人の F S さん立ち合いのもと、11番農業委員、11番推進委員、私3番農業委員の3名で共同調査をしましたので、3番委員が報告いたします。 申請者は F S さんは、伊佐市菱刈南浦に居住し建設業をされています。年齢は69歳です。 申請地は伊佐市菱刈南浦字崎山2609番23、地目は畑、地積は305㎡であります。農地区分は第2種農地その他農地となっております。転用目的は資材置き場です。申請地の所在地は、本城小から南西へ約1kmに位置しており、南側は住宅、東側は市道、北側は住宅、西側は住宅であり、周囲に与える影響はないと思われまます。添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図など申請に必要な書類が添付されています。調査の結果におきまして、この申請については、3人の調査員の意見として適切であると判断しております。 委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。
議 長		報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

		(「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数1件について1件が処分決定いたしました。
		————— 議案第4号 —————
議	長	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について提案いたします。整理番号1番について、2番農業委員の報告を求めます。
2 番 農 業 委 員		議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号1番につきまして、去る5月22日に、申請代理人のN行政書士立ち合いのもと、12番委員、15番推進委員、私2番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私2番委員が報告いたします。 譲受人は伊佐市大口下殿に居住するMSさんで、年齢は32歳です。 譲渡人は伊佐市大口下殿に居住するYRさんで、年齢は59歳です。 YRさんの娘婿さんになるのがMSさんであります。 本申請は使用貸借権設定で、転用目的は一般住宅として利用となっております。申請地は伊佐市大口堂崎字坂ノ下589番48、地目は畑、地積は499㎡であります。農地区分は第2種農地その他農地となっております。申請地の所在地はF店から南西へ200mに位置しており、南側は道路、東側は畑、北側は畑、西側は道路であり、周囲に与える影響は無いと思われま
		す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書が提出されています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたします。以上で報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。
		(「なし」という声、多数あり。)

議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。整理番号2番について、4番農業委員の報告を求めます。
4 農 業 委 員	番	議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号2番につきまして、去る5月22日に、申請代理人N行政書士 立会いのもと、10番農業委員、12番推進委員、私4番農業委員の3名で共同調査をしましたので、私4番が報告いたします。 譲受人は京都府京都市伏見区竹田鳥羽殿町に所在する K株式会社一般法人です。 譲渡人は鹿児島県伊佐市菱刈川南に居住する NI さん94歳です。 本申請は地上権設定契約で、期間は権利設定日から30年間。農地区分は第2種農地その他農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。申請地は、伊佐市菱刈川南字荒瀬659番、地目は畑、地積は922㎡で、所在地は湯之尾滝公園から南へ約500mに位置しており、東・西は宅地、北側は畑、南側は道路であり、周囲に与える影響は無いと思われます。施設は太陽光発電パネル158枚、フェンス118m、除草対策として防草クロスシート922㎡を敷設し、雨水対策としては地下浸透となっています。 添付書類として、申請書、全部事項証明書、事業計画書関係書類、被害防除に関する誓約書等が添えてあります。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断しました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。整理番号3番についてですが、この議案は7番農業委員が申請代理人であ

り、利害関係者となっていますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。

それでは、7 番農業委員の退席をお願いします。

(7 番農業委員退席)

議長 整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。

5 番 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」に係る処分決定についてのうち、整理番号 3 番につきまして、去る 5 月 22 日に、申請代理人の Y 行政書士 立ち合いのもと、7 番推進委員、8 番推進委員、私 5 番農業委員の 3 名で共同調査をしましたので、5 番委員が報告いたします。

譲受人は伊佐市大口白木に居住する K K さんで、年齢は 79 歳です。

譲渡人は伊佐市大口白木に居住する C T さんで、年齢は 54 歳です。

本申請は所有権移転売買で、農地区分は農用地区域内農地となっており、転用目的は農業用資材置き場です。申請地は伊佐市大口白木字大見取 963 番 4、地目は田、地積は 296 m²で、所在地は K 建築から南へ 100m に位置しており、南側は道路、東側は畑、北側は原野、西側は田であり、周囲に与える影響は無いと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、転用に関する誓約書、委任状等が提出されています。調査の結果、この申請については 3 名の調査員の意見において、適切であると判断しましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。

(「なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 3 番について、処分決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 賛成多数。よって整理番号 3 番は、処分決定いたしました。
ここで、7 番農業委員の入室をお願いします。

		(7 番農業委員着席)
議	長	7 番農業委員、整理番号3番については許可が決定いたしました。 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る処分決定について、申請件数3件について3件が処分決定いたしました。 ————— 議案第5号 —————
議	長	議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について11 番農業委員の報告を求めます。
1	1	議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番につきまして、去る5月22日、3番農業委員、11番推進委員、私11番農業委員の3名で現地調査を行いましたので、11番農業委員が報告いたします。 申請人は、鹿児島県始良郡始良市湧水町稲葉崎に居住する K Y さん市外住民です。申請地は伊佐市菱刈南浦字口ノ野1639番21、地目は畑、地積が722㎡であります。申請地の所在地はYごみ収集所から西に約100mに位置しており、南側は山林、東側は宅地、北側は山林、西側は宅地であります。非農地となった時期及び理由といたしましては、昭和55年頃に養蚕室を建設されているとのことです。 調査の結果、現地は既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、その他必要書類が添付されております。委員の皆様の審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号1番は、非農地が決定いたしました。 整理番号2番について10番農業委員の報告を求めます。
1	0	議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号2番につきまし

農 業 委 員	て、去る5月22日、4番農業委員、12番推進委員、私10番農業委員の3名で現地調査を行いましたので、私10番農業委員が報告いたします。 申請人は、鹿児島県始良市加治木町反土に居住する YK さん市外住民です。申請地は伊佐市菱刈南浦字宇都 3225 番 1、地目は田、現況は宅地になっております。地積が 810 m²であります。申請地の所在地は(株)S工場跡から東へ約 200mに位置しており、南側は田、東側は道路、北側は道路、西側は空き地であります。非農地となった時期及び理由といたしましては、耕作をやめた時期は不詳であるが、平成 14 年に新築した時より建物敷地として利用しているとのこと。現在は倉庫・カーポートが設置された空き地状態になっています。 調査の結果、現地は既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると 3 名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、その他必要書類が添付されております。委員の皆様のご審議方よろしくお願いしまして、報告を終わります。
議 長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議 長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号 2 番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	賛成多数。よって整理番号 2 番は、非農地が決定いたしました。 整理番号 3 番について 12 番農業委員の報告を求めます。
1 2 番 農 業 委 員	議案第 5 号「非農地証明願」についてのうち、整理番号 3 番につきまして、去る 5 月 22 日、2 番農業委員、15 番推進委員、私 12 番農業委員の 3 名で現地調査を行いましたので、12 番農業委員が報告いたします。 申請人は、宮崎県都城市高崎町大牟田に居住する UT さん市外住民です。申請地は伊佐市大口原田字後牟田 500 番 1、地目は畑、地積が 338 m²であります。申請地の所在地は県立伊佐農林高校から北に約 0.7 km に位置しており、29 ページの図面の通り、周囲は東側は水路及び畑、西側は宅地、南側は畑、北側は田であり、申請地は住宅として利用されており、住民がおります。非農地となった時期及び理由といたしましては、26 ページの記述のとおり、昭和 58 年 7 月頃に住宅建築をしたとのこと。 調査の結果、現地は既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難で

		あると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、その他必要書類が添付されております。委員の皆様の審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。
議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 (「なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号3番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (全員挙手)
議	長	賛成多数。よって整理番号3番は、非農地が決定いたしました。 整理番号4番についてですが、この議案は7番農業委員が申請代理人であり、利害関係者となっていますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に参与できませんので、審議開始から終了まで退席をお願いします。関係議案終了後に入室、着席していただきます。 それでは、7番農業委員の退席をお願いします。 (7番農業委員退席)
議	長	整理番号4番について6番農業委員の報告を求めます。
6 番 農 業 委 員		議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号4番につきまして、去る5月22日、1番推進委員、3番推進委員、私6番農業委員の3名で現地調査を行いましたので、6番農業委員が報告いたします。 申請人は、伊佐市大口牛尾に居住する TH さん相続人代表 TK さんです。申請地は伊佐市大口牛尾字井手口1295番2、地目は畑、地積が210㎡であります。申請地の所在地はO株式会社から西へ800mに位置しており、南側は道、東側は畑、北側は宅地、西側は宅地であります。非農地となった時期及び理由といたしましては、年月日不詳ですが、倉庫を建て倉庫敷地としたとのことです。 調査の結果、現地は既に農地性を喪失しており、農地への復旧は困難であると3名の調査員とも判断しました。添付書類として、全部事項証明書、位置図、字図、その他必要書類が添付されております。委員の皆様の審議方よろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議	長	報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見、質問はございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
議	長	なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号4番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。 （全員挙手）
議	長	賛成多数。よって整理番号4番は、処分決定いたしました。 ここで、7番農業委員の入室をお願いします。 （7番農業委員着席）
議	長	7番農業委員、整理番号7番については許可が決定いたしました。 議案第5号「非農地証明願」については、4件の申請のうち4件の非農地証明願が決定いたしました。 —————その他 —————
議	長	その他、事務局をお願いします。
事 務 局		総会資料の最終ページをご覧ください。5月の月例報告を致します。11日（月）5月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催され事務局が出席しております。22日（金）が現地調査を一斉に行いました。本日28日（木）が第2回農業委員会総会です。 6月の行事予定ですが、2日（火）から3日（水）が全国農業委員会会長大会が東京都で開催され会長が出席予定、5日（金）6月定例常設審議委員会が鹿児島市内で開催予定、24日（水）が現地調査予定、29日（月）が第3回農業委員会総会予定です。月例報告は以上です。
議	長	その他、皆様から何かございませんか。 （「なし」という声、多数あり。）
事 務 局 長		以上で、令和8年度第2回農業委員会総会を終了します。姿勢を正してください。一同礼。お疲れ様でした。

【終了時間 午前 10 時 10 分】

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 9 番

伊佐市農業委員 1 0 番